原議保存期間 30年(平成57年3月31日まで) 有 効 期 間 - 種

各 地 方 機 関 の 長 _殿各 都 道 府 県 警 察 の 長 (参考送付先)

庁 内 各 局 部 課 長 各 附 属 機 関 の 長 警察庁丙規発第30号 平成26年7月25日 警察庁交通局長

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律及び中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行並びに中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更に伴う交通警察の対応について(通達)

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第30号。以下「改正法」という。)は、平成26年4月25日に、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成26年政令第241号。以下「改正令」という。)は、平成26年7月2日に公布され、平成26年7月3日に施行された。

また、今般の改正に伴い、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)についても、その一部が変更された(平成26年7月25日閣議決定)。

改正法、改正令及び基本方針の変更の内容のうち、交通警察に関わる部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達において、「法」とは、改正法による改正後の中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)を、「政令」とは、改正令による改正後の中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成10年政令第263号)をいうものとする。

本通達については、経済産業省及び国土交通省と協議済みである。

記

- 1 道路の占用の特例(法第9条、第41条、政令第5条及び第11条関係)
- (1) 改正の内容
 - ア 法の改正内容(法第9条及び第41条関係)
 - (ア) 基本計画への記載事項の追加(法第9条関係)

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成するに当たり、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行

者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であって、同項又は同条第3項の道路の占用の許可(以下「道路占用許可」という。)に係るものに関する事項を定めることができることとされた。

また、市町村は、基本計画に上記の事項を定めようとするときは、 当該事項について、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員 会(以下「公安委員会」という。)に協議し、同意を得なければなら ないこととされた。

(イ) 道路の占用の特例の創設(法第9条及び第41条関係)

内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)において定められた中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第33条第1項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、施設等のための道路の占用で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、道路占用許可を与えることができることとされた(無余地性の基準の適用の除外)。

- a 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域(以下「特例道路占用区域」という。)内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。
- b 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものである こと。
- c その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして 政令で定める基準に適合するものであること。

また、道路管理者は、特例道路占用区域の指定、その変更及び解除をしようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

- イ 政令の改正内容(政令第5条及び第11条関係) ア(ア)の政令で定める施設等として、
 - (ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - (イ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - (ウ) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが定められた。

また、ア(イ) c の基準として、イ(ア)については、

a 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合 を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行する ことができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令(昭和45年政令第320号)第10条第3項本文、第10条の2第2項 又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

b 広告塔又は看板の表示部分を車両(道路交通法(昭和35年法律 第105号)第2条第1項8号に規定する車両をいう。)の運転者か ら見えにくくするための措置が講ぜられていること。

が定められた。

ウ 基本方針の変更内容

基本方針の第8章2(6) において、道路の占用の許可基準の特例措置の留意点として、道路占用許可の権限は、道路法上、道路管理者に与えられており、また、道路の占用の際に併せて必要となる道路の使用の許可(以下「道路使用許可」という。)の権限は、道路交通法上、警察署長に与えられていることに鑑み、道路占用許可に係る事項を定める際には、道路管理者及び公安委員会の同意を得なければならない旨が明記された。

(2) 対応方針

これまで、都道府県警察においては、地域活性化等を目的とするイベント等について、その社会的な意義も踏まえ、事前相談に応じるほか、必要な助言を行うなど、円滑な道路使用許可手続を行っているところであるが、今般の法改正により、新たに規定された公安委員会又は警察署長への協議等についても以下の手順に留意し、協議を受けた場合等には、引き続き迅速かつ適切に対応されたい。

ア 市町村が基本計画へ道路占用許可の特例に関する記載を行う際の公安 委員会への協議(法第9条関係)

市町村から、基本計画に施設等の道路占用許可の特例に関する記載を 行う際の協議を受けた場合には、当該施設等の設置が交通の安全と円滑 に及ぼす影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、 交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意をすること。

イ 道路管理者が特例道路占用区域を指定する際の警察署長への協議等 (法第41条関係)

道路管理者から、特例道路占用区域を指定する際の協議を受けた場合には、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、当該区域内における施設等の設置が交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れること。

また、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成26年7月3日付け国道利第10号)(別添)により、道路管理者は、特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための

委員会(以下「選定委員会」という。)を設置することとされており、 選定委員会は道路管理者、公安委員会等で構成されることとされている ところである。選定委員会においては、提案募集要領の案の検討及び提 案募集に対する応募についての審議を行うこととされており、占用主体 の選定等の段階において交通に及ぼす影響等を審議し得ることは、交通 管理上有益であると考えられるほか、当該占用主体の道路占用が道路交 通法第77条第1項に規定された道路使用許可の適用を受けるものである 場合には、道路使用許可の申請前に応募についての審議に参加すること は道路使用許可手続の効率化にも資するものであるから、選定委員会に おいて積極的に対応すること。

ウ 道路使用許可の適用を受けるものであるときの警察署長への協議(道路法第32条第5項)

道路管理者が特例道路占用区域において道路の占用の特例を適用して道路占用許可を与える場合であっても、当該道路占用許可に係る占用が道路使用許可を規定した道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合には、従来どおり道路法第32条第5項に規定された当該地域を管轄する警察署長への協議は行われるものであることから、これまでと同様に適切に対応すること。

なお、改正法の施行に伴い、今後、広告塔、食事施設、購買施設、 自転車駐車器具で自転車を貸与する事業者の用に供するもの等に係る道 路占用許可について、一定要件の下、無余地性の基準の適用が除外され ることとされているが、それらの設置場所、構造等については「占用特 例を適用する際の占用許可基準等について」(別添の別紙2)によるこ ととされているので、この内容を十分把握した上で道路管理者との協議 を行うこと。

- 2 大規模小売店舗立地法の特例(法第7条、第15条、第50条及び第58条関係) (1) 改正の内容
 - ア 法の改正内容(法第7条、第15条、第50条及び第58条関係)
 - (ア) 特定民間中心市街地経済活力向上事業の創設(法第7条、第15条及び第50条関係)

法第7条第13項に定められた事業(以下「特定民間中心市街地経済活力向上事業」という。)を実施しようとする者(以下「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。)は、単独で又は共同して、法第15条に規定されている中心市街地活性化協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画(以下「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。)を作成し、市町村を経由して経済産業大臣の認定を申請することができることとされた。

また、特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、今般の法改正

により新たに規定された大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の特例(法第58条第1項。後述(イ)参照。)の適用を受けようとする場合にあっては、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画にその旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならないこととされた。

さらに、経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に、大規模小売店舗立地法の特例に係る事項が記載されている場合において、認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得た上で認定することとされた。

(イ) 大規模小売店舗立地法の特例の創設(法第58条関係)

経済産業大臣の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された法第50条第3項第4号の事項に係る大規模小売店舗(以下「認定特例大規模小売店舗」という。)については、大規模小売店舗立地法第5条、第6条第1項から第4項まで、第7条から第10条まで、第11条第3項、第14条及び附則第5条の規定は、適用しないこととされた。

また、認定特例大規模小売店舗を設置する者(以下「設置者」という。)は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならないこととされた。

イ 基本方針の変更内容

基本方針の第7章2(5) において、認定特例大規模小売店舗を設置する際の留意点として、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体、道路管理者及び公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号機の設置、信号現示の調整等が必要となる場合もあるので、設置者は、あらかじめ十分な調査・予測を行うよう努めるとともに、道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない旨が明記された。

(2) 対応方針

これまで、大規模小売店舗立地法に基づき大規模小売店舗を設置する者には、同法第10条により、周辺地域の生活環境の保持に係る配慮義務が課され、具体的に配慮すべき事項については、同法第4条に基づき定められた、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。)に規定されている。指針においては、大規模小売店舗における駐車場や駐輪場、荷さばき施設等に係る事項が定められるとともに、道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得るこ

とに留意する旨の規定が設けられているため、従前から、都道府県警察においては、交通の安全と円滑を確保する観点から、先行交通対策を実施しているところである。

この点、今般の法改正により、大規模小売店舗立地法の特例が創設されたことから、中心市街地に集客力の高い大規模小売店舗が設置されることにより、大量の交通需要が発生し、交通流に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるところである。

そのため、特例措置を活用して、中心市街地に大規模小売店舗を設置する場合であっても、交通の安全と円滑を図る観点から、法第58条第2項において、設置者には、周辺地域の生活環境の保持について配慮する努力義務が課されることとなった。また、経済産業省と当庁との協議により、具体的には指針に掲げられた事項について引き続き配慮すべきことを確認するとともに、基本方針の一部変更に当たり、設置者は、道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意する旨明記しているところである。

以上の点を踏まえ、認定特例大規模小売店舗が設置される場合において も、これまでのとおり、交通の安全と円滑を確保する観点から、当該店舗 が交通に与える影響を勘案し、適切に先行交通対策を実施されたい。

別添省略